

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和4年2月18日 17時20分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市羽茂漁港三瀬地区 羽茂港西防波堤灯台から真方位086° 1.1海里付近 (概位 北緯37° 49.4′ 東経138° 20.2′)
事故の概要	漁船第五長盛丸は、操業中、船内に浸水した。
事故調査の経過	令和4年3月18日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五長盛丸、1.1トン
船舶番号、船舶所有者等	NG3-14667（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷船底部に亀裂等（沈没して全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁を開始して間もなく、船長が甲板上に海水が流入して浸水していることに気付き、携帯電話で漁師仲間に救助を依頼するとともに、バケツを使用して海水の汲み出しを行いながら、近くの羽茂漁港三瀬地区に向かった。</p> <p>本船は、羽茂漁港三瀬地区沖で救助に駆けつけた僚船と会合し、僚船にえい航されて同漁港に向かって途中、船首部を残して沈没したが、漁業協同組合が手配した作業船によって引き揚げられ、船体を確認したところ、左舷船底部に長さ約40cmの亀裂等が生じていた。</p> <p>船長は、出港に当たり、船首部にワイヤを掛けた後、漁港にあるウインチ小屋でウインチを操作して、船台から本船を引き下ろす作業を行っていたところ、「カラン、カラン」と音が聞こえたので、船台付近にあった‘刺し網の積み降ろし等に使用するステンレス製の補助用具’（以下「本件補助用具」という。）が本船の左舷側に設置してあるドラムと接触して倒れたと思ったが、そのまま引き下ろし作業を続けた。</p> <p>船長は、引き下ろし作業が終わって、船台の周囲を確認したところ、本件補助用具が倒れていて、船体に傷が生じていないか目視できる範囲で確認したが、異状がなかったので、そのまま出港した。</p> <p>船長は、本件補助用具が船底下に倒れた状態になったことに気付かず引き下ろし作業を続けてしまい、船底部を十分に確認しないまま出港してしまったと本事故後に思った。</p>

	<p>船長は、ウインチ小屋からは見えないが、音が聞こえたので、本件補助用具が倒れたことは分かったが、船底に亀裂が生じているとは思わなかった。</p>
分析	<p>本船は、船台から本船を引き下ろす際、船台付近にあった本件補助用具が本船のドラムと接触して倒れ、本件補助用具が船底下に入り込んだ状態になったものの、船長が作業を継続したことから、本件補助用具と船底部が接触して左舷船底部に亀裂等を生じ、出港後、左舷船底部の亀裂等から海水が流入し、浸水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、船台から本船を引き下ろす際、船台付近にあった本件補助用具が本船のドラムと接触して倒れ、本件補助用具が船底下に入り込んだ状態になったものの、船長が作業を継続したため、本件補助用具と船底部が接触して左舷船底部に亀裂等を生じ、出港後、左舷船底部の亀裂等から海水が流入し、浸水したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船台から船体を引き下ろす際、異音等が生じた場合には、作業を中断して周囲の状況を確認するとともに、必要に応じて再度船体を引き上げて十分に点検を行ってから出港すること。 ・ 船台から船体を引き下ろす際、周囲を確認し、船台付近にある用具は、移動させてから作業を行うこと。